

◆通関関係書類の電磁的記録による提出に係るQ&A(平成27年3月修正)

項番	設問	回答
1	電磁的記録で提出可能なファイル形式として、PDF形式、Word形式、Excel形式、TIF形式、JPEG形式等とのことですが、「等」とは他にどのようなものが添付できるのでしょうか。	Windowsビットマップ形式(bmp)やGIF形式といったイメージファイルを添付することが可能です。また、TEXT形式やCSV形式もシステム上、添付することが可能ですが、書類の、各項目の記載内容が容易に確認可能な状態に様式を整えていただくことが前提となります。
2	NACCS掲示板には、「申告添付登録(MSX)」業務、「申告添付訂正(MSYO1)」業務及び「申告添付一覧照会(IMS)」業務以外に既存業務の仕様書も掲載されていますが、どこに変更があったのでしょうか。	一部の既存業務においてNACCSシステム内部の処理が変更となるため、業務仕様書を掲載しています。掲載している一部既存業務の電文フォーマットに変更はありませんので、自社システムを利用されているお客様の開発作業には影響ありません。
3	通関関係書類を申告事項登録(EDA/IDA)後に「申告添付登録(MSX)」業務により提出した場合であって、結果として税関への書類の提出が省略可能な区分1となった場合は、NACCSにおいて原本保存されないとのことですが、削除を行ったうえで、再度、紙による提出をしなければならないのでしょうか。	通関関係書類を申告事項登録(EDA/IDA)後に、「申告添付登録(MSX)」業務により書類を提出した場合であって、結果として税関への提出省略が可能な区分1となった場合は、NACCSにおいて原本保存されませんので、添付の削除を行っていただく必要はありません。また、再度、書面(紙)により税関の窓口へ提出いただく必要もありません。なお、税関への書類提出が省略された区分1の申告については、輸出入申告(EDC/IDC)後の、「申告添付登録(MSX)」業務は行えない仕様となっておりますのでご注意ください。
4	「申告添付登録(MSX)」業務により提出した書類をNACCSの業務により確認することはできるのでしょうか。	「申告添付登録(MSX)」業務により提出した書類を確認することはできません。NACCSセンターが提供しているパッケージソフトを使用して申告添付登録業務(MSX)を行った場合には、同業務を送信した端末の送信済フォルダから確認することが可能です。なお、送信済電文を長期間にわたり保存された場合、端末性能にもよりますがパッケージソフトの動きが悪くなる可能性がありますので、適宜、電文の別媒体への移動や削除をお願いします。
5	税関へ添付番号通知が配信された後、税関が添付番号通知を確認した旨(例えば電子メールの開封通知)は分かるのでしょうか。	電子メールにおける開封通知のような機能はありませんが、税関では添付番号の通知をもって通関関係書類の提出を確認し、現在と同様に、原則、書類が提出された順番に審査を開始すると聞いております。なお、審査の進捗状況の確認が必要であれば、電話等で税関へお問い合わせいただけますようお願いいたします。
6	「申告添付登録(MSX)」業務を行った後に、輸出入申告内容の変更を行った場合、申告番号の枝番が上がりますが、「申告添付登録(MSX)」業務は再度行う必要があるのでしょか。	「申告添付登録(MSX)」業務を行った後に、輸出入申告内容の変更を行った場合であっても、先に行った「申告添付登録(MSX)」業務は、新たな申告番号(枝番1繰り上がり)に紐づくこととなりますので、再度「申告添付登録(MSX)」業務を行っていただく必要はありません。ただし、輸出入申告内容の変更に伴い、通関関係書類の訂正等がある場合には、あらかじめ税関へ申し出たうえで、「申告添付訂正(MSYO1)」業務により訂正等を行っていただく必要がありますのでご注意ください。
7	輸出の許可後訂正を行う場合、許可後訂正に係る「申告添付登録(MSX)」業務を行うことは可能でしょうか。	「輸出許可内容変更申請(EAC)」業務実施後に、「申告添付訂正(MSYO1)」業務により行うことが可能です。(※)当初申告時に通関関係書類を提出していない場合は、「申告添付登録(MSX)」業務により行うことが可能です。
8	「申告添付登録(MSX)」業務を行う際に、あとの位ファイルを添付することができるのかといった残容量が表示されるのでしょうか。	「申告添付登録(MSX)」業務を行う際には、あとの位ファイルを添付することができるのかといった残容量の表示はされませんが、添付可能な容量等を超えた場合は、お客様側へエラーメッセージが通知されます。また、添付した書類の一覧を照会する業務(「申告添付一覧照会(IMS)」業務)により登録可能な残りの容量を確認することができ、また、「申告添付訂正(MSYO1)」業務を行う際にも、登録可能な残りの容量は表示されます。
9	書類区分「全て:AL」の場合でも1ファイル1MBまでしか申告添付登録は行えないのでしょうか。	その通りです。1つのファイルにまとめた結果、容量が1MBを超える場合には、ファイルを書類区分毎に分割して「申告添付登録(MSX)」業務を行うこととなります。

◆通関関係書類の電磁的記録による提出に係るQ&A(平成27年3月修正)

項番	設問	回答
10	輸出申告において申告添付登録業務(MSX)を行った後、申告先の部門や官署に変更があった場合、当該業務により提出した通関関係書類は変更後の部門に引き継がれるのでしょうか。	輸出申告において「申告添付登録(MSX)」業務を行った後、申告先の官署に変更があった場合は、これまでどおり、「輸出申告変更(EDY)」業務を利用して改めて変更後の官署に輸出申告を行うことにより、「申告添付登録(MSX)」業務により提出した通関関係書類は官署変更後の部門へ自動的に引き継がれることとなります。
11	申告添付登録業務(MSX)を行った後、申告先の部門に変更があった場合、当該業務により提出した通関関係書類は変更後の部門に引き継がれるのでしょうか。	申告先の部門に変更があった場合、「申告添付登録(MSX)」業務により提出した通関関係書類については、自動的に変更後の部門へ引き継がれます。
12	「申告添付登録(MSX)」業務を利用して複数のファイルを提出する場合、それぞれのファイルは異なるファイル名で提出する必要がありますのでしょうか。	その通りです。 なお、「申告添付訂正(MSY01)」業務を利用して、添付登録済みのファイルを削除し、新たなファイルを追加登録する場合は、削除したファイル名と新たに登録するファイル名が同じでも構いません。
13	利用業種の通関業には、自社通関を行う輸出入者も含まれるのでしょうか。	含まれます。
14	「申告添付登録(MSX)」業務、「申告添付訂正(MSY01)」業務で税関へ送付可能な利用業種は、通関業のみでしょうか。	海上システムの利用業種は「通関業」、航空システムの利用業種は「航空代理店」「通関業」「混載業」「航空会社」となっております。
15	「申告添付登録(MSX)」業務、「申告添付訂正(MSY01)」業務において、マクロファイルの添付は可能でしょうか。	セキュリティ上の問題があるため、マクロファイルの添付は認めておりません。
16	xml形式のファイルも添付は可能でしょうか。	添付することは可能ですが、税関において、書類の、各項目の記載内容が容易に確認可能な状態に様式を整えていただくことが前提となります。
17	「申告添付登録(MSX)」業務において、添付したいファイルをドラッグ&ドロップで添付することができるのでしょうか。	添付したいファイルをドラッグ&ドロップで添付することは出来ません。 パッケージソフトを利用して「申告添付登録(MSX)」業務及び「申告添付訂正(MSY01)」業務でファイルを添付する方法は、「添付ファイル追加(クロープマーク)」ボタンをクリックし、添付したいファイルを選択して「開く」をクリックする以外ではできない仕様となっています。
18	添付ファイル容量は、合計3MB、1ファイル1MBの制限がありますが、実際にA4で何枚位の添付が可能なのでしょうか。	添付ファイルの枚数や解像度と容量の関係につきましては、読み取る書類の文字数や背景の有無等により差がありますので、一律に枚数をお答えすることはできません。
19	複数申告分の添付ファイルを一回の「申告添付登録(MSX)」業務で行うことは可能でしょうか。	複数申告分を一回の「申告添付登録(MSX)」業務により提出することは、輸出入申告と「申告添付登録(MSX)」業務により提出された通関関係書類との紐付けが困難であるため、1申告単位で「申告添付登録(MSX)」業務を行うようお願いいたします。
20	現在、「添付ファイル登録(MSB)」業務を利用していますが、平成25年10月以降は「申告添付登録(MSX)」業務に一本化されるのでしょうか。	既存業務である「添付ファイル登録(MSB)」業務が廃止となることはありません。平成25年10月から利用可能となる申告添付登録関連業務(MSX、MSY、MSY01)は、税関が通関審査を行う際に必要不可欠な書類を提出する場合に実施する業務となります。一方、「添付ファイル登録(MSB)」業務は、カタログ等の参考資料を提出する場合に利用できる業務となります。
21	税関から追加で書類の提出を求められた結果、3MBを超えることとなった場合においても、登録済みのファイルを削除したうえで、全て書面(紙)により税関の窓口へ提出しなければならないのでしょうか。	その通りです。 結果として、3MBを超えることとなった場合には、全ての登録済みのファイルを削除(「申告添付訂正業務(MSY01)」業務の提出区分を「A」に変更)したうえで、全ての通関関係書類について書面(紙)により税関の窓口へ提出をすることとなります。
22	「申告添付訂正(MSY01)」業務において提出区分「A:窓口提出」から「S:システム提出」への変更は、できるのでしょうか。	「申告添付訂正(MSY01)」業務において、提出区分「A:窓口提出」から「S:システム提出」への変更は、エラーとしております。 「A:窓口提出」を選択した添付ファイルについては、システム上「無効ファイル」となってしまうため、再度システムにて処理を行うことはできません。 再度「S:システム提出」としたい場合は、税関にあらかじめ申し出ていただき、申告撤回を行った後、再度申告を行っていただくこととなります。

◆通関関係書類の電磁的記録による提出に係るQ&A(平成27年3月修正)

項番	設問	回答
23	「申告添付一覧照会(IMS)業務」においては、B/L番号が照会結果に出力されることになっていますが、申告添付登録関連業務(MSX、MSY、MSY01)では、B/L番号が項目としてありません。「申告添付登録(MSX)」業務にB/L番号等を表示できないでしょうか。	申告添付登録関連業務(MSX、MSY、MSY01)については、システム上、申告番号をキーとして管理しており、基本的に当該業務は輸出入申告と同時期に行うことから、特にB/L番号の把握は必要と考えておりません。従って、B/L番号の項目は設けておりませんのでご理解ください。
24	添付ファイルの照会業務について、自社通関を行っている輸出入者も照会可能でしょうか。	「申告添付一覧照会(IMS)業務」の利用業種は、「申告添付登録(MSX)」業務・「申告添付訂正(MSY01)」業務と同じくしていますので、自社通関を行っている輸出入者様も照会が可能です。
25	添付ファイルがシステムに登録された時点で添付ファイルの元情報提供者である輸出入者(荷主)へ輸出入許可情報と同様にそのコピーを送信してもらえないでしょうか。	添付ファイルの容量については、最大3MBとなっており、システム負荷、回線容量の関係から、そのコピーを送信することは現時点では不可となります。
26	入力者におけるウィルスチェックの義務はありますか。仮にウィルスに感染した添付ファイルを送信した場合、どうなりますか。	NACCSシステム利用規程(第33条)及びNACCS EDI仕様(6.4.1)では、NACCSと接続する全てのコンピュータに対しウィルス対策を遵守するよう規定しておりますので、申告添付登録関連業務(MSX、MSY、MSY01)を行うにあたっては、ファイルのウィルスチェックを適切に行っていただくようお願いいたします。 仮にウィルス感染した添付ファイルを送信した場合、NACCSの入り口部分でウィルスチェックを行い、その結果ウィルス感染した添付ファイルは弾きますので、添付ファイルはNACCSに登録されません。お客様の処理方式によりエラーメッセージの出力が異なりますが、弊社においてシステム監視を行っており、ウィルスを発見した場合には送信されたお客様に確認の連絡をさせていただきます。
27	「申告添付訂正(MSY01)」業務の仕様書には、「4. 入力条件」の(2)添付ファイルチェックとして、合計サイズが3MB以内、ファイル数は50ファイル以内の旨の記載がありますが、「申告添付登録(MSX)」業務においてはその記載がありません。添付ファイルのチェックは行われていないのですか。	「申告添付登録(MSX)」業務においても、添付ファイルのチェックは行われております。チェック内容については、「申告添付登録(MSX)」業務の仕様書「3. 制限事項」に記載されており、合計サイズは3MB以内、ファイル数は10ファイル以内となります。
28	NACCS・EDI仕様書では「J」(アンダーバー)は使用禁止文字に指定されていたと思いますが、使用しても構わないのでしょうか。	「申告添付登録(MSX)」業務及び「申告添付訂正(MSY01)」業務に限り、添付ファイル名に「J」(アンダーバー)の使用を認めることとしています。
29	添付ファイルのWord形式やExcel形式のバージョンは考慮しなくても構わないのでしょうか。	税関の端末に最新のソフトがインストールされていることが前提ですが、これらのソフトは上位互換であるため、基本的には考慮する必要はないと考えます。
30	自社システムの改修を検討していますが、サーバ等の増強は必要なのでしょうか。	申告添付登録関連業務(MSX、MSY、MSY01)の利用頻度にもよりますが、現在自社システムから接続されているお客様の多くが64Kの回線を利用されています。申告添付登録関連業務は電文の容量が多いため、少なくとも通信回線の増強を検討していただく必要があると思います。 なお、サーバについては、申告添付登録関連業務(MSX、MSY、MSY01)を実施し通関関係書類が税関に送信されたこととなった場合は、原本処理されNACCSに保管されますので、自社のサーバに保管する必要はありません。従いまして、サーバの増強までは必要ないと考えますが、添付ファイルの一時的な保管スペースの確保は必要となります。
31	申告添付登録関連業務(MSX、MSY、MSY01)を利用するためには既存業務を行う通信回線と別の回線が必要と考えています。このため、ルーターも2台必要となりますが、これを1台で出来るようにならないでしょうか。	申告添付登録関連業務(MSX、MSY、MSY01)の利用頻度にもよりますが、現在自社システムから接続されているお客様の多くが64Kの回線を利用されています。申告添付登録関連業務は電文の容量が多いため、少なくとも通信回線の増強を検討していただく必要があると思います。 なお、サーバについては、申告添付登録関連業務(MSX、MSY、MSY01)を実施し通関関係書類が税関に送信されたこととなった場合は、原本処理されNACCSに保管されますので、自社のサーバに保管する必要はありません。従いまして、サーバの増強までは必要ないと考えますが、添付ファイルの一時的な保管スペースの確保は必要となります。
32	「申告添付登録(MSX)」業務における1ファイルの容量は最大1MB、合計で3MBということですが、今後、見直しはされるのでしょうか。	1ファイルの容量を1MB以上または添付ファイルの合計容量を3MB以上とすることは、現行システムでは困難ですが、平成29年に更改する次期システムでは、添付ファイルの容量について見直しを検討しております。
33	添付ファイルが破損していた場合、システム上はどのような処理となりますでしょうか。業務エラーメッセージは出力されるのでしょうか。その場合の税関手続きはどのようなのでしょうか。	添付ファイルの中身が破損していた場合でも、システム的には添付可能であり、エラーとなりません。ただし、税関で添付ファイルの確認ができませんので、「申告添付登録(MSX)」業務実施後、添付したファイルの中身が破損していることが判明した場合は、直ちに税関へご連絡いただき、税関の指示に従っていただきますようお願いいたします。
34	添付ファイル登録の審査の進捗状況を確認する方法はあるのでしょうか。無ければ照会業務のようなものを開発いただけませんか。	システム上、審査の進捗状況が分かるような仕様とはなっていませんが、現在と同様に、原則、税関へ書類が提出された順番に審査を開始すると聞いております。なお、審査の進捗状況の確認が必要な場合は、電話等で税関へお問い合わせくださいようお願いいたします。

◆通関関係書類の電磁的記録による提出に係るQ&A(平成27年3月修正)

項番	設問	回答
35	現在、専用線とnet NACCSを併用していますが、輸出入申告と添付業務を分けて行うことは可能でしょうか。	例えば、申告添付登録関連業務(MSX、MSY、MSY01)を専用線で、添付業務をnet NACCSで行うことは可能です。この場合、宛先管理の設定を行わないと添付業務の処理結果通知はnet NACCSの端末が受信することとなり、申告業務との連携が取れなくなることも予想されますので、宛先管理を事前に設定していただく必要があります。
36	添付ファイルの真正性の観点から、Word又はExcelで作成されたファイルについて、意図的ではなくても誤って上書きされ書き換えられる可能性を危惧しています。税関に送信された添付ファイルについて、上書きできない仕組みになっているのでしょうか。	税関に送信された添付ファイルについては、税関側で訂正(上書き)、削除等は出来ない仕組みです。
37	「申告添付登録(MSX)」業務を利用して添付ファイルを送信した場合、税関側は添付ファイルの受領をどのように確認するのでしょうか。	「申告添付登録(MSX)」業務を利用して添付ファイルが送信された場合、税関には添付番号が通知されます。この時点で税関側は添付ファイル(通関関係書類)を受領したことを確認することとなります。
38	輸入予備申告も「輸入申告(IDC)」業務なので、「申告添付登録(MSX)」業務の対象となるのでしょうか。	輸入予備申告についても「申告添付登録(MSX)」業務を利用して通関関係書類を税関へ提出することは可能です。
39	「申告添付登録(MSX)」業務を通関士IDでなく通関業IDで実施することは可能ですか。	「申告添付登録(MSX)」業務は、通関業法上、通関士による審査が義務づけられている書類の提出にはあたらないので、通関士以外の方が行うことも可能です。
40	輸出入申告は通関業者が行い、「申告添付登録(MSX)」業務は輸出入者が行うことは可能でしょうか。	利用者IDの先頭5桁チェックが行われるため、実施不可となります。なお、「申告添付登録(MSX)」業務は、通関業法上、通関士による審査が義務づけられている書類の提出にはあたらないので、通関士以外の方が行うことも可能です。
41	輸出許可後訂正の通関書類の提出は「申告添付登録(MSX)」、「申告添付訂正(MSY01)」業務のどちらで行うのでしょうか。MSY01の場合、入力する申告番号は訂正校番付きでよいのでしょうか。	既に当初許可分に対して「申告添付登録(MSX)」業務が実施されている場合は、「申告添付訂正(MSY01)」業務にて許可後訂正分のファイルを登録して下さい(許可前に添付した書類を削除することは出来ません)。「申告添付訂正(MSY01)」業務を行う際は、訂正校番付きの申告番号を入力して下さい。
42	添付の際のファイルサイズはエンコード前と後でサイズが異なりますが、どちらのサイズになるのですか。	エンコード前(添付に係る業務を実施した時点)のサイズとなります。
43	ファイル名は、アルファベットのみ対応しているのですか。	半角英数字、半角ハイフン、半角アンダーバー、ピリオド(拡張子のみ)に対応しています。
44	「申告添付登録(MSX)」業務を申告前に行った場合、送信電文はどのような状態になるのですか。	申告前に「申告添付登録(MSX)」業務を行った場合、その時点では税関への通知がされず、電文保存もされません。区分1以外になってはじめて税関への通知がなされることとなります。原本管理の観点からも、申告後に「申告添付登録(MSX)」業務を行っていただくようお願いいたします。
45	1申告あたり1ファイル1MB・合計3MBまでということですが、NACCSセンターは簡単にファイルを圧縮するようなソフトの開発を予定しているのでしょうか。	圧縮ファイルの添付はセキュリティ管理の点から不可となっております。なお、平成29年に更改予定の次期システムでは、添付ファイルの容量について見直しを検討することとしています。
46	「申告添付登録(MSX)」業務で送信したファイルの原本保存されたものの検索は可能なのでしょうか。	「申告添付一覧照会(IMS)」業務にて照会可能な期間を過ぎた場合は、検索はできません。検索する場合は、パッケージソフトであれば送信された端末の送信済ファイルより確認いただくか、または、例えば日付ごとにフォルダに保存して確認していただくこととなります。
47	輸出許可内容変更申請に伴い「申告添付訂正(MSY01)」業務を行い、書類を追加した結果、添付ファイル容量が3MBを超えてしまった場合は、どのようにすればよいのでしょうか。	「申告添付訂正(MSY01)」業務によることなく、輸出許可内容変更申請控及び輸出許可内容変更に係る書類を書面(紙)により税関に提出してください。